令和８年第３回

長万部町議会定例会会議録

令和　８年　９月１０日　開会
令和　８年　９月１８日　閉会

長　万　部　町　議　会

目　　次

令和　８年　９月　１０日（木曜日）第１号

○招集年月日 ―――――――――――――――――――――――――――――――――――― １頁
○招集の場所 ―――――――――――――――――――――――――――――――――――― １頁
○開 議 日 時 ―――――――――――――――――――――――――――――――――――― １頁
○応 招 議 員 ―――――――――――――――――――――――――――――――――――― １頁
○不応招議員 ―――――――――――――――――――――――――――――――――――― １頁
○出 席 議 員 ―――――――――――――――――――――――――――――――――――― １頁
○欠 席 議 員 ―――――――――――――――――――――――――――――――――――― １頁
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名 ―――――――――― １頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名 ―――――――――――――――――――――― １頁
○議 事 日 程 ―――――――――――――――――――――――――――――――――――― ２頁
○開会・開議宣告・議事日程 ―――――――――――――――――――――――――――― ３頁
○町長挨拶 ―――――――――――――――――――――――――――――――――――― ３頁
○諸般の報告 ―――――――――――――――――――――――――――――――――――― ４頁
○会議録署名議員の指名 ―――――――――――――――――――――――――――――― ４頁
○会期の決定 ―――――――――――――――――――――――――――――――――――― ４頁
○町長行政報告 ―――――――――――――――――――――――――――――――――――― ４頁
○承認第１号　専決処分の承認について
　　（令和８年度長万部町一般会計補正予算（第４号））―――――――――――――― ４頁
○議案第１号　長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 ―――― ５頁
○議案第２号　職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例 ―――――――― ６頁
○議案第３号　令和８年度長万部町一般会計補正予算（第５号）―――――――――――― ８頁
○議案第４号　令和８年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第３号）―――――――― 11頁
○議案第５号　令和８年度長万部町土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）―――― 12頁
○議案第６号　令和８年度長万部町病院事業会計補正予算（第２号）―――――――――― 13頁
○報告第１号　令和８年度に公表する健全化判断比率及び資金不足比率の報告について ―― 14頁
○報告第２号　放棄した債権の報告について ―――――――――――――――――――― 15頁
　　（認定第１号から認定第９号まで一括議題）―――――――――――――――――― 16頁
○認定第１号　令和７年度長万部町一般会計決算認定について
○認定第２号　令和７年度長万部町後期高齢者医療特別会計決算認定について
○認定第３号　令和７年度長万部町国民健康保険特別会計決算認定について

○認定第４号　令和７年度長万部町介護保険特別会計決算認定について
○認定第５号　令和７年度長万部町土地区画整理事業特別会計決算認定について
○認定第６号　令和７年度長万部町ガス事業会計決算認定について
○認定第７号　令和７年度長万部町水道事業会計決算認定について
○認定第８号　令和７年度長万部町公共下水道事業会計決算認定について
○認定第９号　令和７年度長万部町病院事業会計決算認定について
○決算審査意見報告 ---------- 18頁
○諸般の報告 ---------- 23頁
○同意第１号　長万部町副町長の選任について ---------- 23頁
○諸般の報告 ---------- 25頁
○同意第２号　長万部町教育委員会委員の任命について ---------- 25頁
○休会の決定 ---------- 25頁
○散 会 宣 告 ---------- 26頁

令和８年第３回長万部町議会定例会（第１日目）

◎**招集年月日**　令和　８年　９月１０日（木）

◎**招集の場所**　長万部町役場　議場

◎**開 議 日 時**　令和　８年　９月１０日（木）　午前１０時００分

◎**応 招 議 員（９名）**

１番		６番	高　森　功　治
２番	橋　本　收　司	７番	長　﨑　　厚
３番	辻　　紀　樹	８番	高　橋　克　英
４番	大　谷　敏　弥	９番	村　川　　毅
５番	北　川　佳　嗣	10番	柏　倉　恵里子

◎**不応招議員**　なし

◎**出 席 議 員**　応招議員に同じ

◎**欠 席 議 員**　不応招議員に同じ

◎**地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名**

町長	木　幡　正　志	水道ガス課参事	廣　田　　栄
副町長	佐　藤　英　代	出納室長	工　藤　貴　司
総務課長	佐　藤　　久	消防長	沼　田　明　宏
危機対策室長	吉　田　泰　博	病院事務長	橋　本　啓　一
まちづくり推進課長	小山内　敏　洋	病院参事	加　藤　典　明
新幹線推進課長	岸　上　尚　生	教育長	近　藤　英　隆
税務課長	小　川　　洋	学校教育課長	神　野　隆　之
町民課長	増　田　理　恵	社会教育課長	米　代　　剛
保健福祉課長	田　野　憲　哉	選挙管理委員会書記長	佐　藤　　久
産業振興課長	田　中　　浩	代表監査委員	大　澤　栄　一
建設課長	上　野　　訓	監査事務局長	佐々木　　学
水道ガス課長	田　中　俊　和	農業委員会事務局長	田　中　　浩

◎**本会議に職務のため出席した者の職氏名**

議会事務局長	佐々木　　学
事務局主査	本　前　武　広
議事係	川　村　界　斗

◎**議事日程**

日程第１		会議録署名議員の指名
日程第２		会期の決定
日程第３		町長行政報告
日程第４	承認第１号	専決処分の承認について （令和８年度長万部町一般会計補正予算（第４号））
日程第５	議案第１号	長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第６	議案第２号	職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第７	議案第３号	令和８年度長万部町一般会計補正予算（第５号）
日程第８	議案第４号	令和８年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第９	議案第５号	令和８年度長万部町土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）
日程第10	議案第６号	令和８年度長万部町病院事業会計補正予算（第２号）
日程第11	報告第１号	令和８年度に公表する健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第12	報告第２号	放棄した債権の報告について
日程第13	認定第１号	令和７年度長万部町一般会計決算認定について
日程第14	認定第２号	令和７年度長万部町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第15	認定第３号	令和７年度長万部町国民健康保険特別会計決算認定について
日程第16	認定第４号	令和７年度長万部町介護保険特別会計決算認定について
日程第17	認定第５号	令和７年度長万部町土地区画整理事業特別会計決算認定について
日程第18	認定第６号	令和７年度長万部町ガス事業会計決算認定について
日程第19	認定第７号	令和７年度長万部町水道事業会計決算認定について
日程第20	認定第８号	令和７年度長万部町公共下水道事業会計決算認定について
日程第21	認定第９号	令和７年度長万部町病院事業会計決算認定について
日程第22	同意第１号	長万部町副町長の選任について
日程第23	同意第２号	長万部町教育委員会委員の任命について

◎開会・開議宣告・議事日程

１０時００分　開会

○議長（柏倉恵里子）　ただいまの出席議員は９名であります。定足数に達しておりますので、これより令和８年第３回長万部町議会定例会を開会いたします。

◎町長挨拶

○議長（柏倉恵里子）　日程に入る前に、今定例会の開会にあたり、町長より挨拶の申し出がありますのでこれを許可いたします。

木幡町長。

〔町長（木幡正志）登壇〕

○町長（木幡正志）　議員の皆さまおはようございます。本定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和８年第３回町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆さまにご参集賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、８月２７日に静狩地区で発生した大雨による浸水被害につきましては、当日は「レベル３大雨警報」発表から３４分後の午後７時４８分に「レベル４土砂災害危険警報」が気象庁から発表されました。雨は小康状態となっておりましたが、静狩地区では、漁港近くの急傾斜地から流れ込んだ水の勢いが収まらず、周辺の住宅等に浸水被害が発生いたしました。

被害状況につきましては、床上浸水が１件、床下浸水１件、その他の建物被害が１件となっております。また、被災された住民の方々は、地域住民の協力を得ながら、浸水する中、静狩振興会館へ避難することができました。

被災された方々の避難や、その後の復旧作業におきましては、地域住民の皆さまから多くのご協力をいただいたところであり、地域における助け合いの大切さについて、改めて実感したところであります。

今回の対応を通じて得られた教訓を今後の防災対策に生かし、町民の皆さまの防災意識の向上を図るとともに、関係機関や地域の皆さまとの連携をさらに深めながら、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

最後に、本定例会に提案した議件は、条例の一部改正、各会計補正予算、各会計決算認定など２０件となっております。議案上程の都度、担当説明員から説明させますのでよろしくご審議くださるようお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（柏倉恵里子）　以上で町長の挨拶を終わります。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（柏倉恵里子）　諸般の報告を事務局長からいたします。

佐々木事務局長。

○議会事務局長（佐々木学）　諸般の報告をいたします。

監査委員から７月分例月出納検査結果報告書が、各議員から北海道町村議会議員研修会及び長万部町議会議員研修会の議員派遣結果報告書が提出されましたので、それぞれその写しを配付いたしました。

次に、本定例会に議案等の説明のため、あらかじめ町長、教育長、その他執行機関及びそれぞれ委任または嘱託を受けた説明員の出席を求めております。以上であります。

○議長（柏倉恵里子）　以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柏倉恵里子）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第１２５条の規定により、議長において３番辻議員、７番長崎議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（柏倉恵里子）　日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から９月１８日までの９日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって会期は本日から９月１８日までの９日間と決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（柏倉恵里子）　日程第３、町長行政報告につきましては、別紙、印刷して配付しておりますので、朗読及び説明を省略いたします。

以上で町長行政報告を終わります。

◎承認第１号　専決処分の承認について
（令和８年度長万部町一般会計補正予算（第４号））

○議長（柏倉恵里子）　日程第４、承認第１号専決処分の承認について（令和８年度長万部町一般会計補正予算（第４号））の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久）　ただいま上程されました、承認第１号専決処分の承認について、その内容

をご説明いたします。

この専決処分は、令和８年度長万部町一般会計補正予算（第４号）であります。地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和８年８月２７日付けで専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

補正の内容は、８月２７日に静狩地区で発生した大雨による浸水被害の対応経費で、補正額は、歳入歳出にそれぞれ１３０万円を追加し、補正後の予算総額を５８億1,１０６万6,０００円とするものであります。

専決処分いたしました予算内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

災害復旧費１３０万円の追加は応急対策費で、役務費３０万円の追加は、被災住宅のし尿汲取料。原材料費１００万円の追加は、周辺の整地作業など被災箇所の復旧に要する切込砕石であります。

次に、歳入についてご説明いたします。繰入金、財政調整基金繰入金は１３０万円の追加で、今回の補正で不足する財源を当基金から取り崩し、収支の均衡を図るものであります。この基金取り崩し後の当基金残高見込額は、６億7,０８１万2,０００円となります。

以上がただいま上程されました、令和８年度長万部町一般会計補正予算（第４号）の内容であります。ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子）　これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。４頁です。質疑ありませんか。

高森議員。

○議員（６番　高森功治）　砕石の量だったんですけど、どれくらい想定しましたか。立米でもトンでもどっちでもいいです。

○議長（柏倉恵里子）　佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久）　砕石の数量ですが、２５０立方メートルを見込んでおります。

○議長（柏倉恵里子）　ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第１号　長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子）　日程第５、議案第１号長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久）　ただいま上程されました、議案第１号長万部町職員の勤務時間､休暇等に

関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、正職員の年次有給休暇の付与単位を暦年から年度に改めるもので、職員の採用や異動、給与などの人事管理が年度を基本としていることから、これらの管理基準と統一し、事務処理の効率化を図るため条例の一部を改正するものであります。条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

１頁をご覧ください。第１３条は年次有給休暇で、第１項中「１の年ごと」を「１の年度ごと」に、「、１の年において」を「、１の年度において」に改め、第２号中「当該年」を「当該年度」に、「その年の在職期間を考慮し」を「その年度の採用された月に応じて」に改め、第３号中「当該年の前年において」を「当該年度の前年度において」に、「当該年に」を「当該年度に」に改め、第２項中「当該年の翌年に」を「当該年度の翌年度に」に改めるものであります。

２頁をご覧ください。附則として、第１条は施行期日で、この条例は令和９年４月１日から施行する。

第２条及び第３条は経過措置で、第２条では、条例施行の日前から引き続き在職する職員の令和９年度の年次有給休暇については、改正後の規定にかかわらず、令和９年１月１日には改正前の規定に基づく日数を付与し、条例施行の日には５日分を付与するが、その年次有給休暇の日数は４０日を超えない旨を規定しております。

第３条は、令和９年度の年次有給休暇の使用できる期間について、第１号では、改正前の規定により繰り越されたものは令和１０年３月３１日まで。第２号では、改正前の規定により付与されたものは、令和１１年３月３１日まで使用できる旨を規定しております。

以上がただいま上程されました、議案第１号長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第２号　職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子）　日程第６、議案第２号職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久）　ただいま上程されました、議案第２号職員の特殊勤務手当支給に関する条

例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、近年頻発する重大な災害の発生に際し、自町で対応する職員や、緊急消防援助隊として出動する消防吏員に対する、災害応急作業等に従事した場合の国の基準に準拠した手当の新設、及び現状の業務実態を踏まえて実績のない手当を整理するため条例の一部を改正するものであります。条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第２条は、特殊勤務手当の区分で、第１項第７号を「重大な災害において災害応急作業等に従事したとき」に改め、第８号を削り、第９号を第８号に、第１０号を第９号とし、同条に作業に応じた割り増し規定として、「第３項、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第１項第７号の手当額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該各号に定める額のうちいずれか高い額）とする。」。

第１号は時間に関する割り増しで、「作業が午後１０時から翌日の午前５時までに行われた場合別表に定める額にその１００分の５０に相当する額を加算した額」。第２号は場所に関する割り増しで、「作業が町長が著しく危険であると認める区域で行われた場合、別表に定める額にその１００分の１００に相当する額を加算した額」を加えます。

次に、手当額を定めている別表の改正につきまして、現状の業務実態を踏まえて実績のない「ごみ処理業務」と「し尿及び浄化槽汚泥処理業務」を今回削りまして、新設する「災害応急作業等」に記載のとおり改めるものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上がただいま上程されました、議案第２号職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

辻議員。

○議員（３番　辻紀樹）　別表２の中の「応急作業等」って、この応急作業の内容というのはどのようなものなんでしょうか。

○議長（柏倉恵里子）　佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久）　応急作業等につきましては、災害によって発生した被害に対して、被害の拡大防止や、住民の安全確保等を図るために行う、応急的な作業を想定しております。例えば、災害による道路等の障害物の除去と土のうの設置、被災箇所の応急措置など、災害の状況に応じて必要となる応急対応業務を想定しております。

○議長（柏倉恵里子）　辻議員。

○議員（３番　辻紀樹）　それで、改正前のごみ処理業務委託。こういうのは発生後の応急作業には入らないということなんですか。

○議長（柏倉恵里子）　佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久）　ごみ処理業務手当につきましては、過去にごみ処理場を町で運営してた際の特別勤務手当でありますので、今回の応急対応とは異なるものであります。

○議長（柏倉恵里子）　ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第３号　令和８年度長万部町一般会計補正予算（第５号）

○議長（柏倉恵里子）　日程第７、議案第３号令和８年度長万部町一般会計補正予算（第５号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久）　ただいま上程されました、議案第３号令和８年度長万部町一般会計補正予算（第５号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ４億７，７６２万７，０００円を追加し、補正後の予算総額を６２億８，８６９万３，０００円とするものであります。

内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

議会費２３万７，０００円の追加は、議会改革先進地視察に伴う旅費であります。

総務費は、１億３，１１７万７，０００円の追加であります。一般管理費、積立金１億３，０３７万５，０００円の追加は、財政調整基金は、前年度繰越金の一部９，５２９万８，０００円の積立、減債基金は、令和８年度普通交付税のうち、臨時財政対策債償還基金費として交付された３，５０７万７，０００円の積立、寄附金１００万円の追加は、令和８年熊本地震に係る災害見舞金。

財産管理費、需用費２００万円の追加は施設修理費で、不良箇所の修理や高額な修理が発生したことに伴う不足分の計上。

企画費、役務費２５万円の追加は、地域おこし協力隊の活動に係る産業廃棄物処理手数料、負担金・補助及び交付金１０１万１，０００円の追加は、地域おこし協力隊員企業支援補助１００万円、会議負担金１万１，０００円。

防災防犯諸費、需用費１４万８，０００円の追加は、街路灯の修理費。

賦課徴収費、負担金・補助及び交付金は、額の確定による町たばこ税道交付金３６０万７，０００円の減額であります。

民生費は、５８４万１，０００円の追加であります。老人福祉総務費、償還金・利子及び割引料４３万円の追加は、過年度分の国と道の負担金の精算による、低所得者保険料軽減負担金返還金。心身障害者特別対策費、償還金・利子及び割引料５６万６，０００円の追加は、過年度分の国と道の負担金・補助金の精算による、障害者自立支援給付費などの返還金。児童福祉総務費、負担金・補助及び交付金３４９万１，０００円の追加は、保育士の業務負担軽減を図るための保育体制強化事業補助。償還金・利子及び割引料６４万５，０００円の追加は、過年度分の国と道の補助金の精算による、妊婦のための支援交付金返還金で、歳入では、１４国庫支出金、民生費国庫補助金、保育対策総合支援事業で１７４万５，０００円。１５道支出金、民生費道補助金、保育対策総合支援

事業で８７万２，０００円を計上いたしました。

児童措置費、償還金・利子及び割引料７０万９，０００円の追加は、過年度分の国と道の負担金・補助金の精算による、子ども・子育て支援交付金などの返還金であります。

衛生費は、３億３，２８７万１，０００円の追加であります。予防費、旅費７万１，０００円の追加は普通旅費。環境衛生費、負担金・補助及び交付金６０万円の追加は、申請予定件数の増による空家等除却支援事業補助。清掃総務費、負担金・補助及び交付金１億２，２１６万７，０００円の追加は、渡島廃棄物処理広域連合負担金。ごみ処理費、需用費１５９万３，０００円の追加は、リレーポート山越の受け入れ停止に伴う仮置場関連などの消耗品費１３９万３，０００円、不良箇所の修理や高額な修理が発生したことに伴う修理費２０万円。委託料１８１万８，０００円の追加は、代替処分場への運搬に係るごみ運搬委託、使用料及び賃借料６６２万２，０００円の追加は、可燃ごみの仮置場に係る土地借上料。

病院事業費、繰出金２億円の追加は、病院事業会計繰出金で、収支不足分であります。

農林水産業費６，０００円の追加は、畜産振興費の負担金・補助及び交付金で、大家畜特別支援資金利子補助３，０００円、酪農・肉用牛担い手緊急支援資金利子補助３，０００円、歳入では、１５道支出金、農林水産業費道補助金、大家畜特別支援資金で１，０００円、酪農・肉用牛担い手緊急支援資金で１，０００円を計上いたしました。

商工費４８万円の追加は、観光費の負担金・補助及び交付金で、温泉利用組合所管の旭浜地区にある広告塔の老朽化に伴う、長万部温泉歓迎広告塔撤去事業補助であります。

土木費は、５９６万２，０００円の追加であります。土木総務費、旅費１２万２，０００円の追加は普通旅費。都市計画総務費、繰出金４４４万円の追加は、土地区画整理事業特別会計繰出金で、物件補償調査業務の追加に伴う繰り出し。住宅管理費、需用費１４０万円の追加は住宅修理費で、不良箇所の修理や高額な修理が発生したことに伴う不足分の計上であります。

消防費５０万円の追加は、消防施設費の施設修理費で、司令室のエアコンの故障に伴う計上であります。

教育費５５万３，０００円の追加は、事務局費の報酬で、奨学金運営委員３万８，０００円、校内教育支援センター支援員５１万５，０００円であります。

次に、歳入についてご説明いたします。ただいま歳出でご説明した分は省略させていただきます。

９地方特例交付金は１，０５１万４，０００円の追加で、令和８年度交付額の確定によるもの。

１０地方交付税の普通交付税は、１億３，０９４万５，０００円の追加で、令和８年度交付額の確定によるもの。

１４国庫支出金、民生費国庫補助金、乳児等のための支援給付交付金４０万６，０００円の追加は、こども誰でも通園制度実施によるもの。

１５道支出金、教育費道補助金、給食費負担軽減交付金１３３万１，０００円の追加は、学校給食の無償化によるもの。

１６財産収入、財産売払収入、物品売払収入５万５，０００円の追加は、連絡車の更新に伴う旧車両の売却によるもの。

１８繰入金、財政調整基金繰入金１億１３３万円の追加は、今回の補正で不足する財源を当基金から取り崩し収支の均衡を図るもので、この基金取り崩し後の当基金残高見込額は、６億６，４７８万円となります。介護保険特別会計繰入金は１，３０１万２，０００円の追加で、令和７年度精算

金の一般会計への繰り入れ。

１９諸収入、雑入、可燃ごみ仮置場等運営経費２，６８２万円の追加は、リレーポート山越の受け入れ停止によるもの。

２１繰越金は、１億９，０５９万５，０００円の追加であります。

次に、予算書の４頁をご覧ください。第２表は債務負担行為補正の追加であります。事項の１つ目は「大家畜特別支援資金利子補助」で、期間は令和８年度から令和２８年度までの２１年間、限度額は総額３７万円以内。

２つ目は「酪農・肉用牛担い手緊急支援資金利子補助」、令和８年度から令和１８年度までの１１年間、総額１７万円以内であります。

以上がただいま上程されました、令和８年度長万部町一般会計補正予算（第５号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子）　これより質疑を行います。質疑は歳出より行います。はじめに議会費８頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に総務費８頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に民生費、９頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に衛生費、１０頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に農林水産業費、１１頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に商工費、１１頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に土木費、１１頁から１２頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に消防費、１２頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に教育費、１２頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

以上で歳出を終わります。

続いて歳入を行います。はじめに地方特例交付金、５頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に地方交付税、５頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に国庫支出金、５頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に道支出金、６頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に財産収入、６頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に繰入金、６頁から７頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に諸収入、７頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に繰越金、７頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

以上で歳入を終わります。

次に４頁をご覧ください。第２表債務負担行為補正を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第４号　令和８年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第３号）

○議長（柏倉恵里子）　日程第８、議案第４号令和８年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田野保健福祉課長。

○保健福祉課長（田野憲哉）　ただいま上程されました、議案第４号令和８年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第３号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正の主なものは、令和７年度分の介護給付費等の精算に伴う補正で、歳入歳出にそれぞれ５，８５６万６，０００円を追加し、補正後の予算総額を８億９，５４５万４，０００円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

はじめに歳出からご説明いたします。４基金積立金、介護給付費準備基金積立金、積立金２，２２７万６，０００円の追加は、交付金等の精算に伴い繰越金の余剰金を積み立てるものであります。

諸支出金は、３，６２９万円の追加であります。償還金、償還金・利子及び割引料２，３２７万７，０００円の追加は、介護給付費等の額の確定に伴う過年度分返還金であります。一般会計繰出金、繰出金１，３０１万３，０００円の追加は、介護給付費等の額の確定に伴い、前年度の一般会計からの繰入金を精算返戻するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。繰越金５，８５６万６，０００円の追加は、前年度繰越金であります。

以上が、議案第４号令和８年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第３号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子）　これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。３頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第５号　令和８年度長万部町土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（柏倉恵里子）　日程第９、議案第５号令和８年度長万部町土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岸上新幹線推進課長。

○新幹線推進課長（岸上尚生）　ただいま上程されました、議案第５号令和８年度土地区画整理事業特別会計第１号補正につきまして、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出総額にそれぞれ４９２万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を３，１０２万８，０００円とするものであります。

内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

２事業費、土地区画整理事業費、委託料４９２万５，０００円の追加は、物件補償調査業務委託を計上するものであります。

歳入については、１繰入金、一般会計繰入金４４４万円を計上し、５繰越金で４８万５，０００円を計上しております。

以上が、令和８年度土地区画整理事業特別会計第１号補正の提案内容であります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子）　これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。３頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第６号　令和８年度長万部町病院事業会計補正予算（第２号）

○議長（柏倉恵里子）　日程第１０、議案第６号令和８年度長万部町病院事業会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

橋本病院事務長。

○病院事務長（橋本啓一）　ただいま上程されました、議案第６号令和８年度長万部町病院事業会計補正予算（第２号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出に係る補正であります。補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

はじめに収益的収入及び支出についてご説明いたします。概要の１頁をご覧ください。予算第３条に定める収益的収入及び支出のうち、収益的収入中、病院事業収益の内訳で、入院収益が９，９００万円の減額、外来収益が１億１００万円の減額で、ともに患者数の減少によるものであります。

他会計補助金は２億円の追加で、入院及び外来収益の減収分を一般会計から補てんするものであります。

次に資本的収入及び支出についてご説明いたします。概要の２頁をご覧ください。予算第４条に定める資本的収入及び支出のうち、資本的支出に８１４万円を追加し、補正後の支出予定額を７，６５９万６，０００円に改めるものであります。

内訳は、病院施設費の機械器具備品購入費が８１４万円の追加で、医療画像保管伝送システムの更新費用です。現在使用中のシステムは、導入後６年経過し保守が終了するため故障時の修理が不可能となるための更新であります。

次に資本的収入については、８１４万円を追加し、補正後の収入予定額を６，６２３万７，０００円に改めるものであります。

内訳は、企業債が８１４万円の追加で、ただいまご説明いたしました、機械器具備品購入費の財源として充当するものであります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額１，０３５万９，０００円は、過年度分損益勘定留保資金１，０３５万９，０００円で補てんをいたします。

補正予算書の１頁をご覧ください。第２条業務の予定量の年間患者数、入院延べ「９，８５５人」を「８，０３０人」に、外来延べ「２万８，９２０人」を「２万５，７８７人」に改めるものであります。

第３条の収益的収入及び支出、第４条の資本的収入及び支出は、概要の中でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

第５条は、企業債で、機械器具備品購入に伴い限度額を６，２２４万円に改めるものであります。

第６条は、他会計からの補助金で、予算第８条中、「１億４，０００万円」を「３億４，０００万円」に改めるものであります。

第７条は、重要な資産の取得として予算第９条の次に第１０条を加えるもので、取得する資産の種類・動産、名称・医療画像保管伝送システム（ＰＡＣＳ）、数量は一式であります。

以上が、令和８年度長万部町病院事業会計補正予算（第２号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子）　これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。４頁

です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、資本的収入及び支出を行います。４頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、１頁をご覧ください。第２条業務の予定量及び２頁、第５条企業債から第７条重要な資産の取得を一括して行います。ありませんか。

高森議員。

○議員（６番　高森功治）　どの市町村も病院の運営には苦慮して大変だと思うんですけれども、この病院の患者数の予定量を、患者さんが少ないということは理解したんですけども、１人あたりの患者さんが使うお金、単価と言っていいのかわからないんですけど、それも想定より低かったということですか。

○議長（柏倉恵里子）　橋本病院事務長。

○病院事務長（橋本啓一）　そのとおりであります。想定より低かったであります。以上です。

○議長（柏倉恵里子）　高森議員。

○議員（６番　高森功治）　それって大体数字で出ておりますか。

○議長（柏倉恵里子）　橋本病院事務長。

○病院事務長（橋本啓一）　まず、当初の予定額ですが、入院については１人３万３，３５０円を予定しておりましたが、補正後で２万８，６００円を予定しております。外来については、当初は９，５１０円を予定しておりましたが、補正後は７，０００円を予定しております。以上です。

○議長（柏倉恵里子）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第１号　令和８年度に公表する健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（柏倉恵里子）　日程第１１、報告第１号令和８年度に公表する健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久）　ただいま上程されました、報告第１号令和８年度に公表する健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、内容をご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、令和８年度に公表する健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

本文をご覧ください。健全化判断比率の欄、左から、実質赤字比率は、標準財政規模に対する実

質収支額の割合で、本町は実質収支額が黒字でありますので、実質赤字比率はございません。かっこ内に記載しておりますが、早期健全化基準は１５％以上であります。

次に、連結実質赤字比率は、標準財政規模に対する全会計の実質収支額あるいは資金不足額または剰余額の合計額の割合であります。令和７年度の本町の一般会計及び特別会計並びに企業会計は黒字、あるいは資金不足額がないことから、連結実質収支が黒字であるため、連結実質赤字比率はございません。早期健全化基準は２０％以上であります。

次に、実質公債費比率でありますが、これは標準財政規模に占める地方債の元利償還金及び下水道などの公営企業債の返済などに充てた繰出金などの割合で、７．９％の見込みであります。昨年度は９．０％でありました。早期健全化基準は２５％以上であります。

次に、将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合で、３５．４％の見込みとなっております。昨年度は３７．９％でありました。将来負担比率の早期健全化基準は３５０％以上であります。

次に下段の、特別会計の資金不足比率でありますが、事業規模に対する資金不足額の割合が資金不足比率となりますが、ガス事業会計・水道事業会計・公共下水道事業会計・病院事業会計のいずれの会計も資金不足はございません。早期健全化段階になるとみなされる資金不足比率の基準値である経営健全化基準は２０％以上であります。

なお、今回報告した比率は、現在、北海道や国に資料を提出しており、精査により数値変動がある場合もございますので、あらかじめご承知おき願います。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定によりご報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子）　以上をもって本件の報告を終わります。

◎報告第２号　放棄した債権の報告について

○議長（柏倉恵里子）　日程第１２、報告第２号放棄した債権の報告についての件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

小川税務課長。

○税務課長（小川洋）　ただいま上程されました、報告第２号放棄した債権の報告について、長万部町債権管理条例第１３条第１項及び第２項の規定により、次のとおり町の債権を放棄しましたので、同条例第１４条の規定によりご報告いたします。

放棄した事由は、長万部町債権管理条例第１３条第１項第６号に該当し、徴収停止後１年を経過したのち、なお無資力等の状態にあり、履行の見込みがないと認められるもの及び同条第２項の所在が不明なもので、件数は３件、金額は２万６８０円で、令和７年度末をもって放棄したものであります。

内訳は、水道事業会計の水道料金１件で５，８５３円、ガス事業会計のガス料金１件で９，８０５円、公共下水道事業会計の下水道使用料１件で５，０２２円であります。

以上が、ただいま上程されました報告第２号放棄した債権についてのご報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子）　以上をもって本件の報告を終わります。

◎認定第１号　令和７年度長万部町一般会計決算認定についてから
認定第９号　令和７年度長万部町病院事業会計決算認定についてまで

○議長（柏倉恵里子）　日程第１３、認定第１号から日程第２１、認定第９号までの９件は、令和７年度一般会計、各特別会計及び各企業会計の決算認定に関する議案につき、会議規則第３７条の規定により一括して議題といたします。これより提出者に決算の説明を求めます。

木幡町長。

〔町長（木幡正志）登壇〕

○町長（木幡正志）　令和７年度一般会計及び特別会計並びに企業会計決算説明。

令和７年度長万部町一般会計及び特別会計並びに各企業会計決算の認定に付するにあたり、その概要を要約して申し上げます。

はじめに一般会計の決算について申し上げます。歳入合計７１億７，２３１万１，０００円、歳出合計６９億８，１３３万２，０００円で、歳入歳出差引額１億９，０９７万９，０００円となりました。翌年度へ繰越すべき財源３８万４，０００円を差し引き、実質収支１億９，０５９万５，０００円の剰余金を生じました。

各種基金の令和７年度末現在の残高は、財政調整基金８億３，９４４万５，０００円、まちづくり基金４億３，１３２万９，０００円、北海道新幹線建設関連補償事業基金１億７，１８０万円など、１０基金の合計残高は１７億５，３４３万２，０００円となっており、前年同期に比較し３，２６２万１，０００円の増となりました。

主な施策及び事業費の概要につきましては、総務費では、新幹線建設負担金２億６，４７７万円、地域情報化１億４，１７４万４，０００円、ガス・温泉採取供給８，６２９万７，０００円、防災対策１，４０８万円。

民生費では、心身障害者特別対策費２億３，５３２万４，０００円、児童手当５，８２１万５，０００円、国民健康保険特別会計繰出金７，３８１万８，０００円、介護保険特別会計繰出金１億５，９０９万円。

衛生費では、渡島廃棄物処理広域連合負担金８，７８８万２，０００円、ごみ処理施設運営１億４，２０７万６，０００円、汚水処理施設維持管理４，２２０万８，０００円、病院事業会計繰出金４億２，９００万円。

農林水産業費では、農地振興４，３０２万７，０００円、林業振興３，８４６万９，０００円、水産基盤整備５，０６９万６，０００円、アイヌ農林漁業対策１億３，１４３万６，０００円。

商工費では、地域商品券換金事業補助７，５３５万４，０００円、観光振興１，６９５万１，０００円、多目的活動センター運営８８２万１，０００円。

土木費では、道路橋梁維持４億１，０２２万９，０００円、都市計画６，４３９万４，０００円、町営住宅建設５億４８４万４，０００円、公共下水道事業会計繰出金１億３，９０２万１，０００円。

消防費では、消防施設整備１，１２７万５，０００円。

教育費では、小学校整備１，１３０万５，０００円、学習文化センター運営１，６５３万６，０００円、海洋センター運営１，６７４万５，０００円、学校給食センター運営４，４５８万９，０００円となりました。

繰越明許費では、アイヌ農林漁業対策８０２万円、道路橋梁維持５，６１９万９，０００円、都市計画２，９０１万８，０００円となりました。

投資的経費の総額は２６億４，８５０万３，０００円で、歳出総額の３７．９パーセントを占めております。

その他の性質別経費の割合は、人件費１５．７パーセント、物件費６．８パーセント、諸費３１．７パーセント、公債費７．９パーセントとなっております。

また、令和７年度末の起債借入残高は、令和７年度から普通会計として一体的に整理することとなった土地区画整理事業特別会計分を含め、元金５３億３，４３２万２，０００円、利子４億３，２９１万２，０００円、合計５７億６，７２３万４，０００円となっており、健全化判断比率である実質公債費比率は７．９パーセント、将来負担比率は３５．４パーセントとなっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算について申し上げます。歳入総額は１億２，３８４万９，０００円、歳出総額１億１，８８７万１，０００円、歳入歳出差引額４９７万８，０００円となりました。

次に、国民健康保険特別会計の決算について申し上げます。歳入総額６億２，６６５万７，０００円、歳出総額５億８，８６３万２，０００円、歳入歳出差引額３，８０２万４，０００円となりました。なお、国民健康保険財政調整基金残高は、９，３４４万円となっております。

次に、介護保険特別会計の決算について申し上げます。歳入総額８億７，３９９万１，０００円、歳出総額８億１，５４２万５，０００円で、歳入歳出差引額５，８５６万６，０００円となりました。なお、介護給付費準備基金残高は、１億１，０１６万４，０００円となっております。

次に、土地区画整理事業特別会計の決算について申し上げます。歳入総額は３，３２８万９，０００円、歳出総額は３，２７２万８，０００円、歳入歳出差引額５６万円となりました。

次に、ガス事業会計の決算について申し上げます。年度末ガス需要家戸数は９３６戸で、前年度に比較して２７戸の減少となり、ガス販売量は１６万９，３８８立方メートルで、前年度に比較して１万９，７９９立方メートルの減少となりました。決算額は、収益的収入１億７９４万７，０００円、収益的支出１億１，８３２万６，０００円、差引１，０３７万９，０００円の損失となりました。この損失を前年度繰越欠損金に合算すると、当年度未処理分欠損金は４億８，８９５万５，０００円となります。

資本的収入及び支出の決算額は、収入では、工事負担金７，６２９万円、支出では、建設改良費７，００８万１，０００円、企業債償還金３，４１２万円で、収入支出差引不足額２，７９１万１，０００円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

次に、水道事業会計の決算について申し上げます。年度末給水件数は２，６９６件で、前年度に比較して１０件の減少となり、年間給水量は６６万３，５５２立方メートルで、前年度に比較して１万６，２９２立方メートルの増加となりました。決算額は、収益的収入２億１，６８８万円、収益的支出２億３，３１７万７，０００円、差引１，６２９万７，０００円の損失となりました。

資本的収入及び支出の決算額は、収入では、一般会計補助金２６万５，０００円、支出では、企業債償還金２，３２６万２，０００円で、収入支出差引不足額２，２９９万７，０００円については、過年度分損益勘定留保資金などで補てんいたしました。

次に、公共下水道事業の決算について申し上げます。年間処理水量は６３万６，７８９立方メートルで、前年度に比較して７万８，７１５立方メートルの減少となりました。決算額は、収益的収

入３億６，８１４万４，０００円、収益的支出４億２，７８６万４，０００円、差引５，９７２万円の損失となりました。この損失を前年度繰越欠損金に合算すると、当年度未処理欠損金は１億１，６４２万５，０００円となります。

資本的収入及び支出の決算額は、収入では、企業債２億８０万円、国庫補助金２億４，５４１万円、受益者負担金３万４，０００円、支出では、建設改良費４億４，６２０万円、企業債償還金６，０５０万６，０００円、国庫補助金返還金６２万３，０００円で、収入支出差引不足額６，１０８万５，０００円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

次に、病院事業会計の決算について申し上げます。決算額は、収益的収入６億８，４４４万円、収益的支出７億３，９３６万７，０００円で、５，４９２万７，０００円の赤字となり、当年度分消費税資本的収支調整額を加えますと、５，５８３万９，０００円の当年度純損失となりました。この当年度純損失に、前年度繰越欠損金を加えますと、当年度未処理欠損金は５億９，５１６万円になります。

資本的収入及び支出の決算額は、収入では、負担金４８０万８，０００円、企業債７４０万円、支出では、建設改良費１，７２２万４，０００円、企業債償還金７９０万円で、収入支出差引不足分１，２９１万６，０００円は、過年度分損益勘定留保資金などで補てんいたしました。

以上、令和７年度一般会計及び特別会計並びに企業会計決算の概要を申し述べましたが、監査委員の決算審査意見書は別冊のとおりであります。認定くださいますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上です。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（柏倉恵里子）　以上をもって決算の説明を終わります。

１１時１５分まで休憩いたします。

１１時０２分　休憩

１１時１５分　再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎決算審査意見報告

○議長（柏倉恵里子）　続いて監査委員に決算審査意見の報告を求めます。

大澤監査委員。

〔代表監査委員（大澤栄一）登壇〕

○代表監査委員（大澤栄一）　令和７年度長万部町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見について報告いたします。

１頁をお開きください。第１、審査した会計。

１、令和７年度長万部町一般会計。

２、令和７年度長万部町後期高齢者医療特別会計。

３、令和７年度長万部町国民健康保険特別会計。

４、令和７年度長万部町介護保険特別会計。

５、令和７年度長万部町土地区画整理事業特別会計。

第２、審査に要した期間。令和８年７月１５日から、令和８年８月３日まで。実８日間。

第３、審査の手続。審査に付された令和７年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の決算計数及び執行状況の確認を行い、主要事業の各状況について、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合・確認を行うとともに、関係機関より資料の提出と説明を求め、その実態の把握に努めながら、確実を期し審査を実施した。

また、地方自治法第２３５条の２の規定による例月出納検査において、現金及び有価証券の残、計数並びに領収書の確認など、すでに実施済みのものについては審査を省略した。

第４、審査の結果。１、審査に付された令和７年度一般会計・特別会計決算の計数は、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めた。なお、財産に関する調書の計数についても審査したが、計数はいずれも正確であると認められた。

２、基金の運用状況については、基金の目的に沿って合理的かつ効率的に運用されていると認められた。

３、予算の執行状況については、審査した限りにおいておおむね適正、妥当であると認められた。

第５、決算の概要と意見。２頁から１４頁には詳細を記載しておりますので、後ほどご確認願います。

次に、審査意見について申し上げます。１５頁をお開きください。

（６）意見。歳入決算額は７１億７，２３１万１，９５１円で、予算額７９億３，６２０万１，０００円に対し、７億６，３８８万９，０４９円の減収となり、予算に対する収入率は９０．４％で、前年度に比べ８．２ポイント下回っている。調定額７２億５２２万３，９２３円に対する収入率は９９．５％となっている。

歳出決算額は６９億８，１３３万２，３８６円で、予算額７９億３，６２０万１，０００円に対し執行率８８％で、不用額は９億５，４８６万８，６１４円生じたが、繰越明許費６億９，５９９万９，０００円を除くと２億５，８８６万９，６１４円となっている。

歳入総額から歳出総額と翌年度へ繰越すべき財源（繰越明許費繰越額）３８万４，０００円を差し引いた１億９，０５９万５，５６５円が実質収支額となっている。

歳入構成比率の主なものは、地方交付税が３７．２％（２６億７，１１０万５，０００円）、町税が１１．４％（８億１，４９１万９，３２７円）、繰入金９．１％（６億４，８８４万４，０６０円）で、全体の５７．７％を占めている。財源の構成比率は、自主財源が３１％（前年度比７．９ポイント減）、依存財源が６９％となっており、前年度と比べ自主財源の割合が減少し、依然として依存財源に頼らざるを得ない財政構造が続いている。

収入未済額は３，０２９万９，６９６円で、町税２，６９０万７，５５７円、分担金及び負担金８０万４，６３３円、使用料及び手数料２５８万７，５０６円であった。町財政の根幹をなす町税等の徴収にあたっては、安定した財源の確保及び公平・公正な負担の観点からも、未収入の実態を把握し適切な債権管理を行い、引き続き新たな未収入の発生防止・解消に総力をあげて取り組まれることを望む。

町税の不納欠損は合計２５９万２，３７６円で、その理由別の内訳は、処分停止期間中に消滅時効が完成したもの（地方税法第１８条第１項）が２４０万１，２７６円（７８人）、直ちに納税義務を消滅させたもの（地方税法第１５条の７第５項）が１９万１，１００円（４人）となっており、昨年に比べ２０万１，６９６円増加している。不納欠損処分については、法令等の制約があり個々の実態については把握できなかったが、税負担の公平性の観点から、単に事務的に処理することな

く、今後も厳正を期するよう努められたい。

歳出を性質別分類でみると、人件費、扶助費、公債費（手数料含む）を合わせた義務的経費は１９億６，５９６万３，２８７円で、前年度と比較して１億１，４７３万７，６２３円（６．２％）の増となっている。内訳別にみると、人件費は１０億９，３８８万７，９８１円で、前年度と比較して８，０２４万５，７４３円の増、扶助費は３億２，１１２万１，１１４円で、前年度と比較して２，０６７万６，１３３円の増、公債費は５億５，０９５万４，１９２円で、前年度と比較して１，３８１万５，７４７円の増となっている。

歳出に占める義務的経費の割合は２８．２％で、前年と比較すると１．９ポイント上回っており、依然として義務的経費のウエイトが高く、それだけ財政に余裕がないこととなり、この比率の動向には特に注意する必要がある。

投資的経費は２６億４，８５０万３，３２９円で、前年度と比較して５，７１４万３，５０２円（２．２％）の増となっている。その他経費は２３億６，６８６万５，７７０円で、前年度と比較して２億４，０２６万６，２６９円（９．２％）の減となっている。

本町の財政については、今後も厳しい財政状況が続くものと想定されるため、費用対効果を十分検証のうえ、さらなる行財政の簡素化・効率化を進め、公正で合理的かつ能率的な行財政運営を図り、住民サービスの質的向上に努力されたい。

続きまして、特別会計についてご報告いたします。１７頁をお開きください。

３、特別会計。特別会計全般の歳入総額は１６億５，７７８万７，９５１円、歳出総額は１５億５，５６５万７，８１８円で、歳入歳出差引１億２１３万１３３円となっている。前年度との決算額比較総括表を下記に記載しております。

１８頁をお開きください。（１）後期高齢者医療特別会計歳入決算額１億２，３８４万９，８４３円は、予算額１億１，９３３万円に対し４５１万９，８４３円の増収となり、予算に対する収入率は１０３．８％で、前年度に比べ２．４ポイント上回っている。調定額１億２，６２０万５，７４３円に対する収入率は９８．１％で、前年度に比べ ０．５ポイント下回っている。

歳出予算額１億１，９３３万円に対し、決算額１億１，８８７万１，０９２円、執行率９９．６％で、不用額は４５万８，９０８円となっている。歳入歳出差引額は４９７万８，７５１円となっており、翌年度へ繰越している。

（２）国民健康保険特別会計。歳入決算額６億２，６６５万７，０８２円は、予算額７億４，５０２万１，０００円に対し１億１，８３６万３，９１８円の減収となり、予算に対する収入率は８４．１％で、前年度に比べ１０．２ポイント下回っている。調定額６億４，４０８万２，９５１円に対する収入率は９７．３％で、前年度に比べ０．４ポイント下回っている。

歳出予算額７億４，５０２万１，０００円に対し、決算額５億８，８６３万２，４１２円、執行率７９．０％で、不用額は１億５，６３８万８，５８８円となっている。歳入歳出差引額３，８０２万４，６７０円となっており、翌年度へ繰越している。

国民健康保険税は、調定額１億６，５１０万２，８５１円に対し、収入済額は１億４，７７８万６，５８２円で、調定に対する収入率は８９．５％であり、前年度に比べ０．２ポイント下回っている。

収入未済額１，５９５万９２１円は、前年度に比べ１１万２，８３０円減少している。また、１３６万５，３４８円が不納欠損処分されており、その内訳は、処分停止期間中に消滅時効が完成したもの（地方税法第18条第１項）が８人、１３６万５，３４８円であり、前年度に比べ１人、１０３

万２，３４８円の増となっている。

不納欠損処分については、法令等の制約があり、個々の実態については把握できなかったが、税負担の公平性の観点から、単に事務的に処理することなく、今後も厳正を期するよう努められたい。

本年度は収納率が低下しており、被保険者の負担の公平を期すためにも滞納者対策を強化し、さらなる収納率の向上と国民健康保険財政の健全化に一層の努力を望む。

国民健康保険財政調整基金の令和７年度末現在高は、９，３４４万３３０円となっている。

１９頁をお開きください。（３）介護保険特別会計。歳入決算額８億７，３９９万１，５２１円は、予算額８億６，７１０万４，０００円に対し６８８万７，５２１円の増収となり、予算に対する収入率は１００．８％で、前年度に比べ１．２ポイント下回っている。調定額８億７，８８７万６，５２１円に対する収入率は９９．４％で、前年度に比べ０．１ポイント下回っている。

歳出予算額８億６，７１０万４，０００円に対し、決算額８億１，５４２万５，４６０円、執行率９４％で、不用額は５，１６７万８，５４０円となっている。歳入歳出差引額は５，８５６万６，０６１円となっており、翌年度へ繰越している。介護給付費準備基金の令和７年度末現在高は、１億１，０１６万４，０６１円となっている。

（４）土地区画整理事業特別会計。歳入決算額３，３２８万９，５０５円は、予算額５，７１６万円に対し２，３８７万４９５円の減収となり、予算に対する収入率は５８．２％となっている。調定額３，３２８万９，５０５円に対する収入率は１００％となっている。

歳出予算額５，７１６万円に対し、決算額３，２７２万８，８５４円、執行率５７．３％で、不用額は２，４４３万１，１４６円生じたが、繰越明許費２，３９５万円を除くと４８万１，１４６円となっている。歳入総額から歳出総額と翌年度へ繰越すべき財源（繰越明許費繰越額）７万５，０００円を差し引いた４８万５，６５１円が実質収支額となっている。令和７年度末公債費現在高は、９７０万円となっている。

４、基金の運用状況。各基金の本年度中増減額は財政調整基金プラス２億４３０万１，４３８円、減債基金マイナス７４６万９１６円、地域振興基金プラス１０万９７０円、まちづくり基金マイナス１億１，２４５万４，６５７円、地域福祉基金マイナス１９４万４，９１３円、中山間ふるさと・水と土保全基金プラス１万１，８５１円、学校教育施設整備基金プラス６０万８，１２８円、森林環境譲与税基金プラス１，１６５万２，５７７円、北海道新幹線建設関連補償事業基金マイナス６，３４０万２，９４６円、備荒資金プラス１２０万９，９５４円であり、全基金の年度末現在高は１７億５，３４３万２，８８１円となっている。なお、各基金の令和７年度末現在高につきましては、表に記載のとおりとなっております。

以上で、令和７年度長万部町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見の報告を終わります。

続きまして、令和７年度長万部町企業会計決算審査意見について報告いたします。

１頁をお開きください。第１、審査した会計。

１、令和７年度長万部町ガス事業会計。

２、令和７年度長万部町水道事業会計。

３、令和７年度長万部町公共下水道事業会計。

４、令和７年度長万部町病院事業会計。

第２、審査に要した期間。令和８年７月１３日から、令和８年７月１４日まで。実２日間。

第３、審査の手続。審査に付された令和７年度各企業会計決算報告書並びに損益計算書、剰余金

計算書または欠損金計算書、剰余金処分計算書または欠損金処理計算書及び貸借対照表などが、各事業の財政状況及び経営成績を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳票、証拠書類等との照合及び確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、予算の執行状況の適否について、審査を実施した。

第４、審査の結果。各会計ごとに決算諸表、経営状況などについて、決算の概要と共に次のとおり意見を述べる。

２頁をお開きください。１、ガス事業会計。２頁から３頁には詳細を記載しておりますので、後ほどご確認願います。

４頁をお開きください。（４）意見。審査の結果、会計決算はおおむね適正であると認められた。

ガス料金は、ガス原料価格の高騰等を踏まえ、原料費調整制度の単位料金単価にかかる調整額の上限額を撤廃し、事業経費の節減に努めながら経営の健全化に努力していることがうかがえるが、１，０３７万９，５３１円の当年度純損失を計上、この額に前年度繰越欠損金４億７，８５７万５，５８４円を加えると、当年度未処理欠損金は４億８，８９５万５，１１５円である。

今後もガス需要家の減少及び原料価格の高騰で厳しい環境での事業運営が予想されるため、ガス事業の今後の運営については、単年度収支黒字をめどに、使用料体系を見直すなど、なお一層経営の効率化、費用の節減を図り、保安体制を強化して、安定供給に努力されたい。

続きまして、水道事業会計。５頁をお開きください。

２、水道事業会計。５頁から６頁には詳細を記載しておりますので、後ほどご確認願います。

７頁をお開きください。（４）意見。審査の結果、会計決算はおおむね適正であると認められた。

本年は、給水件数が前年度と比較して１０件減少した。給水量は前年度より増となったが、１，６２９万６，６９２円の当年度純損失が計上され、当年度未処理欠損金が１，６２９万６，６９２円となった。

今後、人口減少や給水戸数の減少により、給水収益の伸びは期待出来ず、厳しい事業運営が続くものと予想されることから、なお一層企業努力を重ね、経営の健全化と良質水道水の安定供給に努力されたい。

続きまして、公共下水道事業会計。８頁をお開きください。

３、公共下水道事業会計。８頁から９頁には詳細を記載しておりますので、後ほどご確認願います。

１０頁をお開きください。（４）意見。審査の結果、会計決算はおおむね適正であると認められた。

今年度は、処理水量が前年度より減となり、使用料収入は前年度に比較し３４１万９，０６０円の増収となったが、５，９７１万９，７７９円の当年度純損失が計上された。当年度未処理欠損金は５，９７１万９，７７９円である。

今後、人口減少により、使用料収入の伸びは期待できず、厳しい事業運営が続くものと予想されることから、なお一層企業努力を重ね、経営の健全化に努力されたい。

続きまして、病院事業会計。１１頁をお開きください。

４、病院事業会計。１１頁から１３頁には詳細を記載しておりますので、後ほどご確認願います。

１３頁をお開きください。（４）意見。審査の結果、会計決算はおおむね適正であると認められた。

当病院は、公立病院としての高度医療や救急医療、地域に根ざした診療に住民の寄せる期待は極

めて大きい。今年度は、前年度に比べ外来患者数は増となったが、入院患者数は減となり、また、一般会計からの繰入金４億２，４１９万１，９０３円を得ても、５，５８３万９，０４２円の当年度純損失が計上され、当年度未処理欠損金は５億９，５１６万２２４円となっている。病院経営は、今後とも厳しい状況が続くが、収支改善は急務であり、なお一層経営の効率化、費用の節減を図り、健全経営の確立に務め、地域医療の充実に努力されることを望む。

以上で、令和７年度長万部町企業会計決算審査意見についての報告を終わります。

〔代表監査委員（大澤栄一）自席へ〕

○議長（柏倉恵里子）　以上で監査委員からの報告を終わります。

お諮りいたします。認定第１号から認定第９号までについては、議長及び議会選出の監査委員を除く７人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第９８条第１項の権限を委任のうえ付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって認定第１号から認定第９号までについては、議長及び議会選出の監査委員を除く７人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第９８条第１項の権限を委任のうえ付託して審査することに決定いたしました。

委員長、副委員長互選のため暫時休憩いたします。

１１時４４分　休憩

１１時５２分　再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま委員長、副委員長が選出されましたのでご報告いたします。

委員長には高森議員、副委員長には北川議員。以上のとおり選出されました。

議案配付のため暫時休憩いたします。

１１時５２分　休憩

〔副町長（佐藤英代）除斥〕

１１時５３分　再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（柏倉恵里子）　諸般の報告を事務局長からいたします。

佐々木事務局長。

○議会事務局長（佐々木学）　諸般の報告をいたします。

ただいまから議題となります、同意第１号長万部町副町長の選任についての議案が町長より提出されましたので、お手元に配付いたしました。以上であります。

○議長（柏倉恵里子）　以上で諸般の報告を終わります。

◎同意第１号　長万部町副町長の選任について

○議長（柏倉恵里子）　日程第２２、同意第１号長万部町副町長の選任についての件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

木幡町長。

○町長（木幡正志）　同意第１号長万部町副町長の選任について。ただいま上程されました、同意第１号長万部町副町長の選任につきまして、提案理由をご説明いたします。

副町長佐藤英代氏は、本年１０月３１日付けをもって任期満了となりますので、再度選任いたしたく、地方自治法第１６２条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

選任の同意を求める者は、氏名佐藤英代氏で、住所などにつきましては、議案に記載のとおりであります。なお、任期は令和８年１１月１日から令和１２年１０月３１日までの４年となります。

ご同意くださるよう、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（柏倉恵里子）　これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

１１時５６分　休憩

〔佐藤英代氏入場〕

１１時５６分　再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの選任同意に対し、佐藤英代君から挨拶の申し出がありますのでこれを許可いたします。

佐藤英代君。

〔佐藤英代氏登壇〕

○佐藤英代　本議会の大変貴重な時間を割いてご挨拶の機会を与えていただき、誠にありがとうございます。

ただいま議員の皆さまから副町長再任のご同意を賜りましたこと、身に余る光栄であるとともに、その責務の重さに改めて身の引き締まる思いであります。

現在、まちの将来にかかる重要な事業や課題が山積し、財政上極めて厳しい状況であることを認識しております。木幡町長のもと町政の推進と町民の安全で豊かな暮らしを確立するため、さらに精進してまいる所存であります。

どうか変わらぬご指導ご鞭撻、お力添えを賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますがお礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

〔副町長（佐藤英代）自席へ〕

○議長（柏倉恵里子）　以上で挨拶を終わります。

議案配付のため暫時休憩いたします。

１１時５８分　休憩

１１時５９分　再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（柏倉恵里子）　諸般の報告を事務局長からいたします。

佐々木事務局長。

○議会事務局長（佐々木学）　諸般の報告をいたします。

ただいまから議題となります、同意第２号長万部町教育委員会委員の任命についての議案が町長より提出されましたので、お手元に配付いたしました。以上であります。

○議長（柏倉恵里子）　以上で諸般の報告を終わります。

◎同意第２号　長万部町教育委員会委員の任命について

○議長（柏倉恵里子）　日程第２３、同意第２号長万部町教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

木幡町長。

○町長（木幡正志）　ただいま上程されました、同意第２号長万部町教育委員会委員の任命につきまして、提案理由をご説明いたします。

教育委員廣田美穂氏は、令和８年９月３０日付けをもって任期満了となりますので、再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任命の同意を求める委員は廣田美穂氏で、住所などにつきましては、議案に記載のとおりであります。なお、任期は令和８年１０月１日から令和１２年９月３０日までの４年となります。ご同意くださるよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（柏倉恵里子）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

◎休会の決定

○議長（柏倉恵里子）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により９月１１日から１４日までの４日間を休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって９月１１日から１４日までの４日間を休会とすることに決定いたしました。なお、本会議は９月１５日午前１０時から再開いたしますのでご承知おき願います。

◎散会宣告

○議長（柏倉恵里子）　本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

１２時０２分　散会
